

製品安全データシート (MSDS)

会社名 : 株式会社ジャパンアイビック
 住所 : 千葉県花見川区作新台5丁目4番1号
 担当部門 : 開発営業部
 電話番号 : 043-259-9461
 FAX番号 : 043-259-9571
 緊急連絡先 : 043-259-9461
 作成日 : 2005年3月10日

1. 製品名 : JA-122 ガラスクロス両面アルミ箔付

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 集束剤及び結合剤を含む単一製品

化学名	一般名	含有量 Wt. %	CAS No.
アルミナ硼珪酸ガラス	E-ガラス(*1)	>84.5	65997-17-3(*1別紙参照)
表面処理剤		< 1.5	—
ウレタン系接着剤		<10	—
アルミニウム金属箔		< 4	—

危険有害性の原因となる成分 : 情報なし

3. 危険有害性の要約

ガラス繊維は、静電気を帯びやすい性質があります。例えば、ロービングやクロスのガラス繊維製品をガイドやゴムロールなどを通して運転する作業では、静電気が起こります。

静電気のアークが火種になる場合があります。また、作業者が静電気に触れて驚き二次災害を起こすことも考えられます。必ずアースを取るとか、静電除去装置を取付けるなどの対策を行って下さい。

人の健康に対する有害な影響 :

ガラス繊維製品や作業中に飛散したガラス繊維に触れると皮膚、目、喉や鼻などに一時的にかゆみや痛みを引き起こすことがあります。

4. 応急措置

吸入した場合 :

清浄な水で10回位うがいをして下さい。また、軽く鼻をかんで下さい。もし、鼻や喉にかゆみや痛みなどの異常が残るようであれば医師の診断を受けて下さい。

皮膚に付着した場合 :

絶対にこすらないで下さい。(皮膚に刺さった場合には、毛抜きで刺さったガラス繊維を折らないよう注意して抜いて下さい。)

最初、流水で洗い、次いで温水で石鹸で洗って下さい。

入浴はガラス繊維を除去するのに効果があります。

目に入った場合 :

清浄な水で最低15分間、流し洗いをして下さい。もし、痛みが残るようであれば医師の診断を受けて下さい。

飲み込んだ場合 :

吐き出させ水で良く口を洗って下さい。もし、吐き出せないなどの異常があれば医師の診断を受けて下さい。

5. 火災時の措置

消火剤 : ガラス繊維自体は水、炭酸ガス、泡、ドライケミカル、粉末のいずれも有効です。

但し、まわりの状況(発火原因など)によって適切な消火剤を選定して下さい。

消火方法 : 通常の消火方法を取って下さい。

その他情報 : ガラス繊維自体は不燃性ですが繊維状に加工した集束剤や表面処理は一般に可燃性です。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項：必要に応じて、保護マスク、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。

環境に対する注意事項：特になし

除去方法：床面などにこぼれた場合は、速やかに粉じんが飛散しないよう静かに清掃し空容器や袋等に詰めて一般的な産業廃棄物と同様の扱いとする。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い：吸い込んだり、眼、皮膚に出来る限り触れないようにする。

必要に応じ手袋、保護眼鏡(ゴーグルタイプが望ましい)、防じんマスク(国家検定品：取替え式・使い捨て式)をお使い下さい。

保管：製品は、直射日光が当たらず、高温多湿とならない屋内に保管して下さい。

保管条件が不適切な場合には、ガラス長繊維製品の集結剤や表面処理剤等の加工剤に変質を生じ、所定の性能が得られなくなる場合があります。

8.暴露防止及び保護措置

設備対策：粉じんを発生する切断・研磨等の作業、ミルドファイバー等の粉体状の製品の取り扱い作業などを行う場合には、局所排気装置を設置して下さい（設置が困難な場所でこれらの作業を行う場合には、粉じんマスク（国家検定品）を着用して下さい）。また、洗顔・洗身・うがい・更衣・洗濯設備等の設置も望ましい。

管理濃度：ガラス長繊維製品は鉱物に該当し、粉じん則の規定に該当する作業場の場合は、遊離珪酸が0%であるから、吸入性粉じん管理濃度は、 2.9 mg/m^3 となる。

$M = 2.9 / (0.22Q + 1)$ (M：管理濃度、Q：粉じん中の遊離珪酸含有率 (%))

許容濃度：ガラス繊維粉じんは第3種の粉じん該当し許容濃度を次のように定めています。

・吸入性粉じん 2 mg/m^3 (勧告値) 日本産業衛生学会 ('2000年度版)

・総粉じん 8 mg/m^3 (勧告値) 日本産業衛生学会 ('2000年度版)

・TLV-TWA 5 mg/m^3 ACGIH ('1997年度版)

保護具：作業環境を考慮して、必要に応じて、次の保護具をお使い下さい。

呼吸用保護具：防じんマスク（国家検定品：取替え式・使い捨て式）

保護眼鏡：保護眼鏡（ゴーグルタイプ）

保護手袋：皮手袋等ガラス繊維を通しにくいもの

保護衣：上衣：襟付き長袖（手首の締まった）ゆったりしたもの

下衣：長ズボン（足首の締まったもの）

9.物理的及び化学的性質

外観：白色のガラス繊維集合体

融点 (°C)：(軟化点) 約 840

臭気：無臭

密度 (25°C)：約 2.5 (塊状)

pH：特になし

溶解性 (水)：ほとんど溶けない

10.安定性及び反応性

安定性・反応性：化学的に安定で反応性はなし

危険有害な分解生成物：ガラス繊維自体は不燃性ですが、繊維状に加工した、集束剤や表面処理剤は、一般に可燃性で燃焼時の分解生成物として炭酸ガス、水の発生が予想されません。

有害性情報

刺激性 (皮膚、眼)：直接接触時に、物理的刺激があるが毒性はない。

急性毒性 (50%致死量などを含む)：現在のところ有用な情報なし

亜急性毒性：現在のところ有用な情報なし

がん原性：国際がん研究機関 (IARC) では、区分3 (人に対する発ガン性について分類されない。) とされている。

12.環境影響情報

環境影響に関する情報はなし。

13.廃棄上の注意

廃棄の方法は一般的な産業廃棄物と同様に取り扱う。
その他関係法令の定めるところに従う。

14.輸送上の注意

輸送上の注意は特になし。但し、品質上容器等が破損しないように水濡れや乱暴な取扱いを避ける。

15.適用法令

危険有害性分類基準の対象法令に該当しない。

関係法令等には次のものがある。

- * 粉じん障害防止規則別表1の第6号の鉱物（ガラス繊維）を裁断等をする場所において作業を行う場合には、労働安全衛生法施行令の規定に定められた「粉じん障害防止規則」が適用される。
 - * 労働省労働基準局長 基発第1号 平成5年1月1日
「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針」
 - * 労働省労働基準局長 基発第162号 平成12年3月24日
「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施工について」
労働安全衛生法第57条の2第1項の政令で定めるものとして同法施工令別表第9に「人造鉱物繊維」が掲げられているが、この通達により「ガラス長繊維」は対象外とされている。
-

16.その他の情報

1)参考文献

「ガラス長繊維の人体に及ぼす影響」

硝子繊維協会 平成5年3月発行

「硝子繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針の解説」

硝子繊維協会・ロックウール工業会 平成5年6月

「ガラス繊維の労働衛生に関する指針マニュアル」

硝子繊維協会 平成5年8月

「人造鉱物繊維（MMMMF）繊維数濃度測定マニュアル」

硝子繊維協会・セラミックファイバー工業会・ロックウール工業会

平成4年8月発行

「許容濃度等の勧告（2000）」

産業衛生学会誌 42巻 130、2000

「ガラス長繊維製品の取扱説明書」

硝子繊維協会 平成8年8月発行

「Threshold Limit and Biological Exposure Indices 1997」 ACGIH

「OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH SERIES No.64（1990）」 ILO（翻訳版）

- 2)記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって特殊な取り扱いの場合は用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。記載内容は情報提供であって保証するものではありません。
-

別紙 1

成 分	E ガラス組成	官報告示整理番号
SiO ₂	52～56 Wt%	1-548
Al ₂ O ₃	12～16	1-23
CaO	16～25	1-189
MgO	0～6	1-465
B ₂ O ₃	5～13	1-71
Fe ₂ O ₃	0～0.4	1-357
TiO ₂	0～0.5	1-558
R ₂ O(Na ₂ O+K ₂ O)	0～0.8	
(Na ₂ O)		1-495
(K ₂ O)		9-2423

注1) 主として上記物質から構成される安定した無アルカリガラスであり、遊離珪酸はなし。

注2) 化学物質管理促進法施行令別表第1の化学物質に「ほう素及びその化合物」があります。

ガラス長繊維の場合、「ほう素」として、1%以上を含有していますが、①SiO₂、

Al₂O₃、B₂O₃、CaO等の原料を加熱溶融して製造される非晶質のガラス状物質の固体製品であり、また、②取り扱う家庭で溶融等により固体以外の状態にならず、繊維の形体を保持した状態で取り扱われる製品でありますので、施行令第5条1号の要件を満たす製品に該当すると判断されます。

従って、化学物質管理促進法第2条第5項第1号の政令で定める要件に該当しないと判断します。